

治 療 証 明 書

学校感染症に罹った際には、学校保健安全法により病気の悪化を防ぐためと、他の生徒に感染させないために、出席停止となります。学校感染症と診断された場合、主治医に記入していただき、学校に提出してください。

※インフルエンザは、別の用紙、保護者記入の治癒報告書となります。

主治医 様

ご多忙中恐縮ではございますが、下記に証明をお願いいたします。

和歌山県立熊野高等学校

年 組 番 生徒氏名

上記生徒について、下記の疾患が治癒したので、登校を許可します。

病名（学校感染症）

期間 年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

医療機関名

医師名

学校感染症一覧

- 第1種 新型コロナウイルス感染症、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ
- 第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

和歌山県医師会では手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症はその他の感染症から除いています。
感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎については特に指定はされていません。原因がノロウイルスということが明らかで重症の場合や、集団感染の場合等は出席停止の対象となることがあります。